

建設雇用再生トータルプラン

建設雇用再生トータルプランの実施

建設事業主の新分野進出の支援

建設業内外における新分野への進出に向け、労働者に必要な能力開発を行う建設事業主への支援の実施

(建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金等の活用促進)

建設業内における新分野への進出に向け、建設業他社からの離職者の雇入れ・定着講習を行う建設事業主への支援の実施

(2週間以上の講習を実施した場合、1人当たり30万円を支給)

助成金等の活用促進を図るための相談援助等をワンストップサービスで提供

(「建設労働者雇用安定支援事業」の活用促進)

建設業離職者の円滑な労働移動の推進

建設事業主団体による再就職支援の取組への支援の実施

(建設事業主団体による雇用改善推進を支援する雇用改善推進事業助成金において重点化)

建設事業主団体による業界内外への再就職等のための能力開発に対する支援の実施

再就職等に必要な能力開発への助成(1/3)に加え、3か月以内に再就職等を実現していたものに対する追加助成(1/6(新規・成長分野等は1/3))制度を創設

建設事業主団体による人材情報の提供、職業紹介等の事業に対する支援の実施

(事業開始のための初期経費への助成(2/3))

技能労働者の育成・確保の促進

広域的な職業訓練を実施する団体等への支援の実施

(職業訓練の推進のための活動に要した経費の助成(2/3)、施設・設備の設置・整備に要した経費の助成(1/2)等)

建設雇用再生トータルプラン

建設業における需給調整システムの適正な運営

認定団体(改善計画の認定を受けた建設事業主団体)による能力開発に対する支援の実施
(建設業務労働者就業機会確保事業の対象労働者の能力開発への助成(1/2)(中小建設事業主団体は2/3))

認定団体による人材情報の提供、職業紹介等の事業に対する支援の実施
(事業開始のための初期経費への助成(2/3))

認定団体による建設労働者の雇用の安定への取組への支援の実施
(建設事業主団体による雇用改善推進を支援する雇用改善推進事業助成金において重点化)

認定団体による新分野の事業創出に対する支援の実施
(事業開始に要した費用及び雇い入れた労働者の人数に応じた助成制度を創設)

建設業における需給調整システムの運営に関する研修、相談等の実施
(「建設労働者需給調整適正化支援事業(仮称)」の創設)

「建設雇用再生トータルプラン」の拡充による総合的な雇用対策等の実施

1. 趣旨・目的

建設業の再生に向けた取組の進展により、従来型の建設業における就業の場は一層縮小し、離職を余儀なくされる者の発生が続くことが見込まれることから、雇用の安定を図るため、建設事業主による新分野への進出を促進するとともに、離職者の早期再就職の促進を図ることが必要となっている。

また、建設業の就業者の年齢構成は高齢化が進んでいる状況にあり、中長期的にこれらの者の引退等により、技能労働者の不足が懸念されており、技能労働者の育成・確保を促進していくことが必要となっている。

このため、「建設雇用再生トータルプラン」を拡充し、以下の施策を総合的に実施することにより、建設労働者の雇用の安定等を引き続き推進していくこととする。

2. 事業の内容

(1) 建設事業主の新分野進出の支援

ア 建設業内外における新分野への進出に向け、労働者に必要な能力開発を行う建設事業主への支援（建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金、中小企業雇用創出等能力開発助成金等の活用促進（継続））

イ 建設業内における新分野への進出に向け、建設業他社からの離職者の雇入れ・定着講習を行う建設事業主への支援の実施
（建設業労働移動支援定着促進給付金の見直し（別添1参照））

ウ 助成金等の活用促進を図るための相談援助等をワンストップサービスで提供
（建設労働者雇用安定支援事業の拡充（別添2参照））

(2) 建設業離職者の円滑な労働移動の推進

ア 建設事業主団体による再就職支援の取組への支援
（雇用改善推進事業助成金（第1種・第2種）の拡充（別添1参照））

イ 建設事業主団体による業界内外への再就職等のための能力開発に対する支援
（建設業労働移動支援能力開発給付金の拡充（別添1参照））

ウ 建設事業主団体による人材情報の提供、職業紹介等の事業に対する支援
（建設業需給調整機能強化促進助成金の拡充（別添1参照））

(3) 技能労働者の育成・確保の促進

広域的な職業訓練を実施する団体等への支援の実施
（建設業人材育成総合支援事業の拡充（別添3参照））

(4) 建設業における需給調整システムの適正な運営

- ア 改善計画の認定を受けた建設事業主団体による能力開発に対する支援
(建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練助成金の創設 (別添 1 参照))
- イ 改善計画の認定を受けた建設事業主団体による人材情報の提供、職業紹介等の事業に対する支援 (建設業需給調整機能強化促進助成金の拡充 (別添 1 参照))
- ウ 改善計画の認定を受けた建設事業主団体による建設労働者の雇用の安定への取組への支援 (雇用改善推進事業助成金 (第 1 種 ・ 第 2 種) の拡充 (別添 1 参照))
- エ 改善計画の認定を受けた建設事業主団体による新分野の事業創出に対する支援
(建設業新分野雇用創出給付金 (仮称) の創設 (別添 1 参照))
- オ 建設業における需給調整システムの運営に関する研修、相談等の実施
(建設労働者需給調整適正化支援事業 (仮称) の創設 (別添 4 参照))

建設業労働移動円滑化総合支援事業の拡充

1. 趣旨・目的

建設業においては、事業規模の縮小に伴い、今後とも、離職を余儀なくされる者の発生が続くことが見込まれ、その早期再就職と就業の場の確保を通じた雇用の安定の促進を図ることが必要となっている。

この場合、建設業は、中小零細な事業主が多いこと等により、事業主による再就職支援及び雇用の安定への取組は低調であり、事業主や事業主団体による取組を促進すること、新規・成長分野等雇用の安定が期待される分野を中心に、必要な知識・技能を習得するための能力開発の効果的実施等により労働移動の円滑化を促進すること、技能労働者のマッチングを円滑化するため、地域の建設業や技能労働者の実情に詳しい地域の建設事業主団体が、技能労働者の能力、経験等の人材情報を整理し、継続的に技能労働者が不足している企業へ提供すること、受注産業、季節的な工事量の波から一時的に余剰となる常用労働者を他の建設事業者に通融する建設業務労働者就業機会確保事業（仮称）の活用及び送出の対象となる建設労働者の能力の向上を促進することが求められる。

このため、建設事業主団体等の活動を通じた、建設事業主等による再就職支援実施及び雇用の安定を促進するための助成措置、離職を余儀なくされる者等への教育訓練の効果的実施等による労働移動の円滑化を促進するための助成措置、地域の建設事業主団体による労働力需給調整を促進するための助成措置、建設事業主団体による送出の対象となる建設労働者の教育訓練の実施を促進するための助成措置を拡充することにより、円滑な労働移動を促進することとする。

2. 事業の内容

(1) 雇用改善推進事業助成金（第1種・第2種）の拡充

建設事業主団体等の雇用改善のための活動を支援する雇用改善推進事業助成金において、「再就職支援の実施の促進を図る事業」及び「建設労働者の雇用の安定の促進を図る事業」を、助成率及び限度額の引き上げ対象となる重点事項に追加する。

(2) 建設業労働移動円滑化支援助成金の拡充

ア 建設業労働移動支援能力開発給付金の拡充

建設業から離職を余儀なくされる者等の再就職等に必要な教育訓練等の支援を行う建設事業主団体に対する支援として、その実施経費に対する助成(1/3)に加え、支援実施後3か月以内に再就職等を実現していたものに対し、追加的な助成（実施経費の1/6（介護等の新規・成長分野又は農業等の地域再生に関連して地域において活性化に取り組んでいる分野での再就職等の場合は、1/3））を実施する。

イ 建設業労働移動支援定着促進給付金の見直し

建設業関連の新分野へ進出する中小建設業事業主が、離職を余儀なくされた建設業労働者（建設業関連の技術、技能等を有する労働者）を継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。）として雇い入れ、当該労働者が従事する職務に必要な知識、技能等を習得させるための短期間の教育訓練を行った場合、1人当たり30万円を支給する。（建設業新分野定着促進給付金（仮称）に改称）

	（見直し前）	（見直し後）						
・ 支給対象	建設業事業主	建設業関連の新分野に進出する 中小建設業事業主						
・ 講習実施期間	<table><tr><td>1週間以上 2週間未満</td><td>10万円</td></tr><tr><td>2週間以上</td><td>20万円</td></tr></table>	1週間以上 2週間未満	10万円	2週間以上	20万円	<table><tr><td>2週間以上</td><td>30万円</td></tr></table>	2週間以上	30万円
1週間以上 2週間未満	10万円							
2週間以上	20万円							
2週間以上	30万円							

ウ 建設業新分野雇用創出給付金（仮称）の創設

平成17年10月より制度開始、平成18年4月より支給開始

改善計画の認定を受けた建設事業主団体が、自ら新分野の事業を創出し、構成事業主の建設労働者を継続して雇用する労働者（短時間労働者を除く。）として雇い入れた場合に、当該事業の開始に要した費用及び対象労働者の人数に応じて助成する。

（3）建設業需給調整機能強化促進助成金の拡充

建設事業主団体が、職を求める技能労働者等の職務経歴、技能検定等の能力評価や保有資格情報を含む人材情報の集積、人材を求める建設事業主への提供、団体間での情報共有、職業紹介、建設業務労働者就業機会確保事業における送出先のあっ旋を行う体制の整備を行う場合、初期経費の2/3を助成する。（限度額100万円（改善計画の認定を受けた建設事業主団体は150万円））

（4）建設業務労働者就業機会確保事業教育訓練助成金（仮称）の創設

改善計画の認定を受けた建設事業主団体が、送出事業に係る建設業務労働者に対する教育訓練を自ら又は委託して実施した場合に、教育訓練経費の1/2（中小建設事業主団体は2/3）を助成するとともに、雇用する建設業務労働者に教育訓練を受けさせた建設事業主に対し、実施期間中の賃金の1/2（中小建設事業主は2/3）を助成する。

（建設教育訓練助成金（第2種・第4種）の拡充）

建設労働者雇用安定支援事業の拡充

1 趣旨・目的

建設業の再生に向けた取組の進展により、従来型の建設業における就業の場は一層縮小すると見込まれることから、建設事業主による新分野への進出を促進し、雇用の安定にもつなげることが必要である。

この場合、建設業が地域における基幹産業の一つとなっていることから、「地域再生推進のためのプログラム」等により建設事業主の新分野進出の取組の促進が図られており、これとの連携を図っていくことが必要である。

このため、平成16年度から建設雇用再生トータルプランの一環として実施している各種支援策に関する情報提供・相談援助のワンストップサービスの提供について、地域の事業主団体、市町村等の求めに応じ、建設雇用再生総合アドバイザーが出張して各種の雇用支援施策の説明・相談等を実施することとする。

2 事業の内容

(1) 全国レベルで行う事業

- ア 建設雇用再生トータルプランの周知、啓発
- イ 建設労働者雇用安定支援事業の円滑な実施に向けた都道府県建設業協会との連絡・調整等
- ウ インターネットを活用した建設業労働者の出向受入及び送出情報の収集・提供

(2) 都道府県レベルで行う事業

- ア 建設雇用再生総合相談窓口の設置による情報提供、相談援助のワンストップサービスの実施（一部拡充）
（建設雇用再生総合アドバイザー 月12日稼働 月14日稼働）
（集団相談会 年6回開催 年10回開催）
- イ 各種支援機関のネットワークの形成等
- ウ 建設業労働者の出向受入及び送出情報の掘り起こし・提供

建設業人材育成総合支援事業の拡充

1. 趣旨・目的

建設業の就業者の年齢構成は高齢化が進み、45歳以上の層が過半数を占め、さらに、その半数以上が50歳台という状況にあり、中長期的にこれらの者の引退等により、技能労働者の不足が懸念されており、技能労働者を確保するための教育訓練を推進していくことが必要である。

しかしながら、技能労働者に対する教育訓練については、建設業に中小零細企業が多いことに加え、厳しい経営環境の中で、教育訓練施設の休・廃止や教育訓練を実施できない状況が発生するなど、個々の企業努力のみで対応することに限界が生じており、教育訓練の共同・広域的実施を一層推進することが必要である。

このため、建設業人材育成総合支援事業を拡充し、平成16年度から実施している建設事業主団体による教育訓練の広域化・共同化の取組の促進を一層推進するため、広域的な職業訓練を実施する団体等に対する支援の助成対象職種の拡大等を行う。

2. 事業の内容

(1) 建設教育訓練助成金第3種の拡充

ア 職業訓練法人が広域的な職業訓練を実施する場合にその職業訓練の推進のための活動を支援する助成措置（活動に要した経費の2/3を助成）について、当該職業訓練法人が実施する職業訓練の職種に係る要件を野丁場職種から建設関係全般の職種に拡大するとともに、受講者数の拡大に対応した支給限度額の拡充を行う。

（4万人日以上職業訓練を行う場合、支給限度額9,000万円）

イ 広域的な認定訓練の実施に必要な施設・設備の設置・整備を行った職業訓練法人等に対する助成措置（設置・整備に要した経費の1/2）の対象職種を野丁場職種から建設関係全般の職種に拡大する。

ウ 広域的な職業訓練を受講させた建設事業主に対する助成措置（旅費の1/2）の対象職種を野丁場職種から建設関係全般の職種に拡大する。

(2) 雇用改善推進事業助成金（第1種・第2種）の活用促進（継続）

建設労働者需給調整適正化支援事業（仮称）の創設

1 趣旨・目的

建設業において、公共投資の水準の抑制が続き、建設投資の減少基調の中にあっても、受注産業という特性から企業単位では技能労働者の過不足状況が生じている。この状態が今後も継続する見込みであること等から、各企業において受注量に対応した必要な技能労働者の確保の円滑化を図るとともに、技能労働者の雇用の安定を図られるよう、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」について所要の見直しを行い、建設業界内における新たな労働力需給調整システムの整備を行う必要がある。

この場合、建設業においては、悪質ブローカーの介入等の問題が発生しやすい状況があることから、それを排除する形態で需給調整が行われるようにするとともに、適正な運営等を確保していくことが必要である。

このため、新たな需給調整システムの適正な運営等を確保するため、関係事業主団体や関係事業主に対する研修等の実施を社団法人全国建設業協会に委託するとともに、各都道府県建設業協会に、新たな需給調整システムの運営に関する相談、助言を行う需給調整システムアドバイザー（仮称）を配置することとする。

2 事業の内容

(1) 関係事業主団体や関係事業主に対する研修等の実施

(2) 需給調整システムアドバイザー（仮称）の配置

（弁護士等を登録、相談実績に応じて謝金を支給（月2日稼働））